

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める開示事項)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める開示事項)

2026 年 2 月 27 日

川崎汽船株式会社

ケイラインシップマネジメントホールディングス株式会社

2026年2月27日

神戸市中央区海岸通8番
川崎汽船株式会社
代表執行役社長 五十嵐 武宣

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
ケイラインシップマネージメントホールディングス株式会社
代表取締役 遠藤 英明

吸収分割に係る事前開示事項

川崎汽船株式会社(以下「KL」といいます。)とケイラインシップマネージメントホールディングス株式会社(以下「KLSM-H」といいます。)とは、KL を吸収分割会社とし、KLSM-H を吸収分割承継会社として、KL の船舶管理子会社管理事業に関する権利義務を、2026年4月1日を効力発生日として、KLSM-H に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行う旨の吸収分割契約を、2026年2月26日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際して、KL が会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、また、KLSM-H が会社法第794条1項及び会社法施行規則第192条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は次のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項、同第794条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号、同第192条第1号)

KLSM-H は、本吸収分割に際して、KL に対し株式、金銭その他の財産を交付しません。KLSM-H は KL の完全子会社であることから、かかる内容は相当であるものと判断しております。

なお、本吸収分割により、KLSM-H の資本金及び準備金の額は変動しません。

3. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第183条第4号及び第5号、同第192条第4

号及び第 6 号)

(1) KL

- ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 のとおりです。
- ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- ③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
 - ・ 該当事項はありません。

(2) KLSM-H

- ① 成立の日における貸借対照表の内容
別紙 3 のとおりです。
- ② 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- ③ 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

4. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号、同第 192 条第 7 号)

(1) KL

本吸収分割の効力発生日以後の KL の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれています。また、本吸収分割の効力発生日以後の KL の収益及びキャッシュ・フローの状況について、KL の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、KL の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

(2) KLSM-H

本吸収分割の効力発生日以後の KLSM-H の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれています。また、本吸収分割の効力発生日以後の KLSM-H の収益及びキャッシュ・フローの状況について、KLSM-H の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、KLSM-H の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以 上

別紙 1 吸収分割契約書

吸収分割契約書

川崎汽船株式会社（以下「甲」という。）及びケイラインシップマネージメントホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、甲の船舶管理子会社管理事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2026年2月26日をもって、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本件事業に関して甲が有する第4条に定める権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社である甲及び吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号 川崎汽船株式会社
住所 神戸市中央区海岸通8番

(2) 吸収分割承継会社

商号 ケイラインシップマネージメントホールディングス株式会社
住所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

第3条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、必要に応じて甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第4条（承継する権利義務）

本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務は、本件事業に属する別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務とする。

第5条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、第4条に定める権利義務の対価を交付しな

い。

第6条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額）

乙は、本吸収分割により資本金及び準備金を増加させないものとする。

第7条（株主総会の決議）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本吸収分割を行う。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日までの間に、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態又は著しく困難にする事態により、本契約を変更し、又は本契約を解除する必要性が生じたときは、甲及び乙の協議により、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日が経過する時まで、甲又は乙において、関連法令に基づき要求される監督官庁等の許可その他の承認が得られない場合には、その効力を失うものとする。

第10条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日以降、本件事業について会社法第21条に定める競業禁止義務を負わないものとする。

第11条（誠実協議）

当事者らは、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に則り、誠実に協議の上解決するものとする。

（以下、余白）

本契約の締結を証するため、本契約書正本を 2 通作成し、各当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 2 月 26 日

甲：神戸市中央区海岸通 8 番

川崎汽船株式会社

代表執行役社長 五十嵐 武宣



本契約の締結を証するため、本契約書正本を 2 通作成し、各当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 2 月 26 日

乙：東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 1 号
ケイラインシップマネジメントホールディングス株式会社
代表取締役 遠藤 英明



別紙 承継権利義務明細表

(1) 承継する資産

甲が保有する以下の子会社の全株式とする。

- ① ケイラインローローバルクシップマネジメント株式会社
- ② K MARINE SHIP MANAGEMENT PTE. LTD.

(2) 承継する負債

乙は、本件事業に関する負債、債務を承継しない。

(3) 承継するその他の権利義務等

乙は、本件事業に関する雇用契約その他の権利義務を承継しない。

別紙2 KLの最終事業年度に係る計算書類等の内容

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

〔一般概況〕

当期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)における世界経済は、中東情勢、米中対立等の地政学的リスクの高まり、欧米等のインフレ・金利の高止まりなど不透明な状況が継続しました。一方、国内経済は、サービス消費やインバウンド需要の回復を背景に、緩やかに成長しました。

海運市況は、自営事業のドライバルク事業、エネルギー資源輸送事業及び自動車船事業において、それぞれ順調な貨物需要により、堅調に推移しました。コンテナ船事業に関しても、旺盛な貨物需要と中東情勢の悪化に伴う喜望峰経由への迂回航行により、概ねタイトな船腹需給が継続し、市況は堅調に推移しました。

このような事業環境のなか、当社は2022年度から5か年の中期経営計画を着実に実行しています。低炭素・脱炭素社会の実現を事業機会として成長戦略を策定し、ポートフォリオ戦略に基づき、成長の牽引役となる3つの事業に対して経営資源を集中的に配分し、また、当社グループの重要な事業部門であるコンテナ船事業については、株主として持分法適用関連会社であるOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.(以下、「ONE社」という。)の持続的な成長と発展のために支援を強化します。そのうえで最適資本構成を目指し、バランスのとれた成長投資と株主還元を軸としたキャッシュアロケーションも進めます。これらの

取組みを通じて環境負荷を軽減し、持続可能な社会の実現に向けて企業価値を継続的に向上させることで、全てのステークホルダーに信頼され続ける会社を目指してまいります。

当期業績について、自営事業は全てのセグメントで黒字を確保しました。一過性要因によりエネルギー資源セグメントの業績が前期比で悪化したものの、ドライバルクセグメントと自動車船事業を中心とした製品物流セグメントの業績改善と為替影響により、自営事業全体としては前期を上回りました。また、ONE社の業績は旺盛な貨物需要を背景に前期比で改善しました。

株主還元政策に関しては、業績動向を見極め、最適資本構成を常に意識し、企業価値向上に必要な投資及び財務健全性を確保のうえ、適正資本を超える部分についてはキャッシュフローを踏まえて、自己株式取得を含めた株主還元を積極的に実施しました。

以上の結果、当期の連結売上高は1兆479億円(前期比900億円増加)、営業利益は1,028億円(前期比187億円増加)、経常利益は3,080億円(前期比1,753億円増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,053億円(前期比2,033億円増加)となりました。

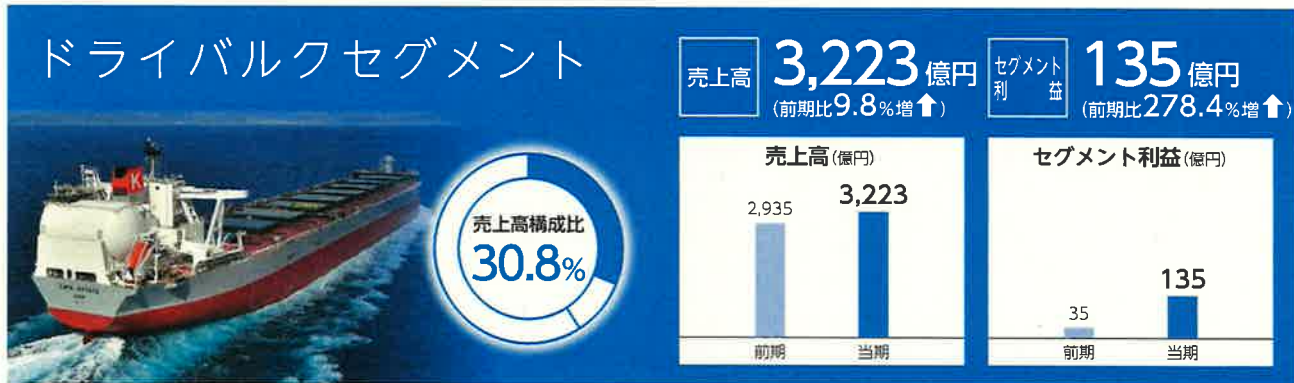
なお、当期の平均為替レートは152.73円/US\$ (前期比8.91円/US\$の円安)、燃料油価格は、US\$610/MT* (前期比US\$10/MT安) となりました。

*MT:メトリックトン(1メトリックトンは1,000キログラム)

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
10,479億円 (前期比 9.4%増)	1,028億円 (前期比 22.2%増)	3,080億円 (前期比 132.1%増)	3,053億円 (前期比 199.4%増)

金額の記載については、億円単位で表示しているものは億円未満を、百万円単位で表示しているものは百万円未満を切り捨てて表示しています。外貨建ての場合は単位未満を切り捨てて表示しています。

また、在外子会社の収益及び費用の本邦通貨への換算方法を当期から変更し、遡及適用後の数値で前期比較を行っています。



(注) 在外子会社の収益及び費用の本邦通貨への換算方法を当期から変更し、前期のセグメント情報につきましても遡及適用後の数値を記載しています。

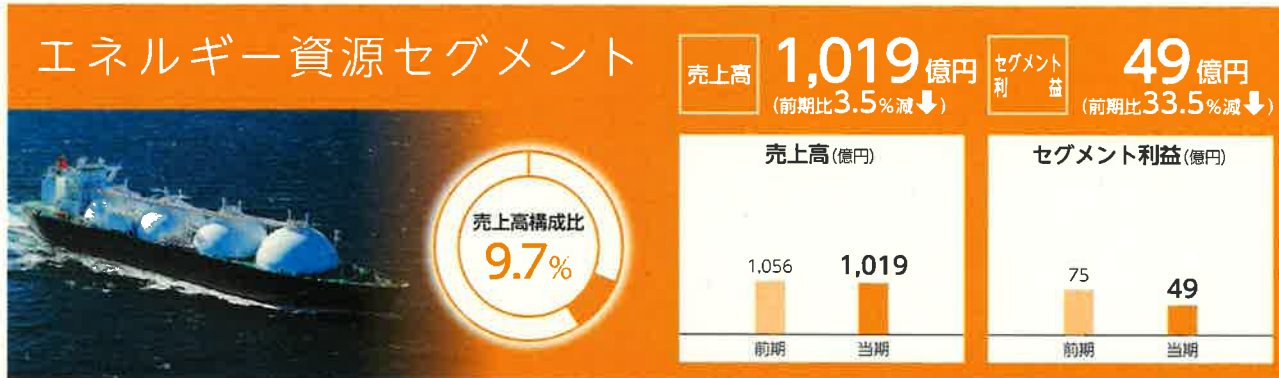
【ドライバルク事業】

大型船市況は、年明けに鉄鉱石産地の雨季・荒天の影響による出荷の減退に伴い一時軟化しましたが、輸送需要に支えられ概ね堅調に推移しました。

中・小型船市況は、上半期は堅調に推移、下半期に中国向けのとうもろこし及び石炭の荷動き鈍化により軟化しましたが、期末に上昇に転じました。

このような状況下、ドライバルクセグメントでは、市況エクスポージャーを適切に管理すると同時に運航コストの削減や配船効率向上に努めました。ドライバルクセグメント全体では、前期比で増収増益となりました。

事業報告



(注) 在外子会社の収益及び費用の本邦通貨への換算方法を当期から変更し、前期のセグメント情報につきましても遡及適用後の数値を記載しています。

[液化天然ガス輸送船事業・電力事業・油槽船事業・海洋事業]

LNG船、電力炭船、大型原油船、LPG船、ドリルシップ（海洋掘削船）及びFPSO（浮体式石油・ガス生産貯蔵積出設備）は、中長期の傭船契約のもとで順調に稼働し、安定的に収益に貢献しました。エネルギー資源セグメント全体では、一過性の要因により前期比で減収減益となりました。

事業報告

(2)財産及び損益の状況の推移

区 分	第154期 2022年3月期	第155期 2023年3月期	第156期 2024年3月期	第157期(当期) 2025年3月期
売上高 (百万円)	756,983	942,606	957,939	1,047,944
経常利益 (百万円)	657,504	690,839	132,728	308,089
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	642,424	694,904	101,989	305,384
1株当たり当期純利益 (円)	765.28	857.01	141.37	460.11
総資産 (百万円)	1,574,960	2,052,616	2,109,432	2,210,049
純資産 (百万円)	984,882	1,546,679	1,624,600	1,677,449
1株当たり純資産 (円)	1,053.82	2,042.80	2,251.81	2,609.68
自己資本当期純利益率(ROE) (%)	116.5	57.9	6.6	18.8
総資産経常利益率(ROA) (%)	51.6	38.1	6.4	14.3
自己資本比率 (%)	56.2	73.8	75.5	74.6

(注) 1. 2022年10月1日付及び2024年4月1日付でそれぞれ普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っています。第154期の期首にこれらの株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しています。

2. 在外子会社の収益及び費用の本邦通貨への換算方法を第157期の期首から変更し、第156期につきましても遡及適用後の数値を記載しています。

3. 各年度別の概況は次のとおりです。

第154期：世界経済は、オミクロン株など新型コロナウイルスの感染再拡大がみられたものの、前期からの回復による反動もあり、通年では高い成長率となりました。当社は、2021年5月にローリングプランでの経営計画を発表し、自営事業4本柱の磨き上げ、アジアを中心としたグローバル展開の加速、新たな事業領域への挑戦、コンテナ船事業の競争力向上、継続的な財務基盤の拡充に取り組みました。自営事業では船隊規模適正化の継続推進、安定収益を重視した投資の厳選、徹底した配船効率追求、顧客への提案力強化を通じた収益成長などにより、全セグメントでの黒字化を達成しました。また、ONE社の業績は前期から引き続いて大きく改善しました。これらの改善により、自己資本拡充は2030年度の目標を前倒しで達成するとともに、不採算船処分・事業撤退の構造改革を推進しました。

第155期：世界経済は、中国のゼロコロナ政策解除など新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつありましたが、ロシア・ウクライナ情勢の影響によるエネルギー資源価格の上昇などによるインフレ圧力や、米中対立を中心とした世界経済の分断による影響の懸念が継続しました。当社は、2022年5月に発表した5か年の中期経営計画に沿った取組みを進め、自営事業では構造改革の完遂による船隊適正化、効率的な運航・配船の実施継続による運航コストの削減、顧客密着の営業体制強化による中長期契約の新規獲得、グループ内事業とのシナジー創出に向けた取組み継続などにより、前期に引き続き全てのセグメントで黒字となりました。また、ONE社の業績は、前期に引き続き高水準で推移しました。

第156期：世界経済は、前期から継続する地政学的リスクや経済の分断化の影響を受けつつも、インフレ圧力の緩和と各国の金融政策調整により、緩やかな回復基調となりました。当社は2022年5月に発表した中期経営計画の取組みを継続し、自営事業では、ポートフォリオ戦略に基づき、成長を牽引する役割を担う3事業への経営資源の重点配分を進めるとともに、自社・社会の低・脱炭素化に向けた取り組みを推進し、全てのセグメントで黒字となりました。また、ONE社については、堅調な荷動きに加えて、地政学的リスクに起因する喜望峰ルートの利用継続により、船腹需給がタイトな状況となり、前期から増益となりました。

第157期：前記「(1)事業の経過及びその成果」(29頁から32頁まで)に記載のとおりです。

売上高(億円)



経常利益(億円)



親会社株主に帰属する当期純利益(億円)



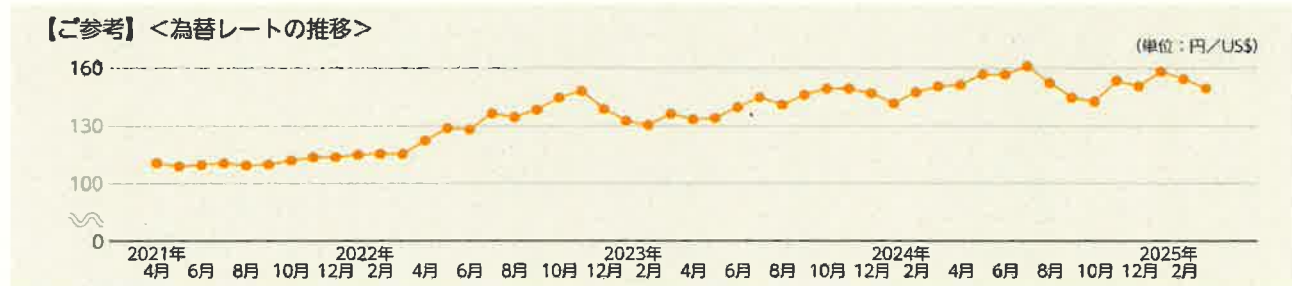
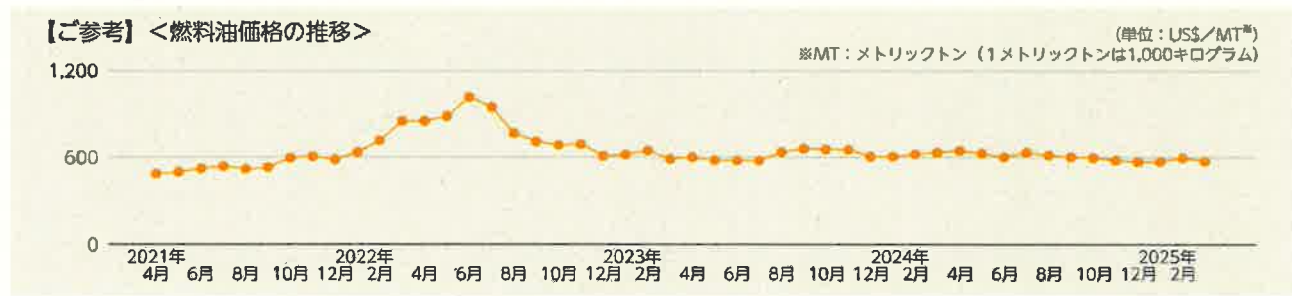
ROE(%)



自己資本比率(%)



【ご参考】株主総利回り(TSR、%)



(注) 株主総利回りは以下のとおり計算しています。
 (各事業年度末日の株価 + 当事業年度の4事業年度前から各事業年度までの1株あたり配当額の累計額) / 当事業年度の5事業年度前の末日の株価

事業報告

(3)設備投資等の状況

当社グループでは、当期に全体で1,334億円の設備投資を実施しました。

ドライバルクセグメント、エネルギー資源セグメント及び製品物流セグメントにおいて、船舶建造を中心にそれぞれ354億円、110億円及び860億円の設備投資を実施しました。

一方、船舶を中心に333億円の固定資産売却を実施しました。

(4)資金調達の状況

当社グループの当期の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入及び無担保社債発行により調達しました。

(5)対処すべき課題

2025年度は、米中対立、ロシア・ウクライナ情勢、中東情勢などの地政学的リスク、米国新政権による関税政策などに伴う世界経済の下押し懸念、各国のエネルギー・環境政策動向など、引き続き不透明な事業環境が継続する見通しです。

不透明感が強い事業環境下においても、不測の事態を想定したリスク管理及び備えを強化し、短中期的には事業環境の変化に適切に対応しつつ、長期的には自社及び社会の低炭素・脱炭素化を見据えた経営を目指します。成長機会を共にできる顧客とのパートナーシップを発展させ、社会インフラの一翼を担うものとしてGHG（温室効果ガス）排出削減、代替燃料への移行、新たな輸送需要への対応を進め、自営事業とコンテナ船の2本柱で、市況耐性の高い企業として環境対応への貢献と収益成長の両立を実現し、持続的成長と企業価値の向上を図ってまいります。

【事業戦略】

当社グループは、2022年5月に公表した5か年の中期経営計画にて定めた、海運業を主軸とした当社グループの強みを生かしたポートフォリオ戦略に基づき、事業ごとの役割を明確化し、各事業の特性に応じたメリハリのある資源配分により事業の収益性を強化し、企業価値の更なる向上に努めます。

「成長を牽引する役割の事業」である鉄鋼原料、自動車船、LNG輸送船は、環境対応を機会として成長を実現し全社収益の柱となることを目的とし、経営資源を集中的に配分して事業成長を実現します。

「スムーズなエネルギー転換をサポートし新たな事業機会を担う役割の事業」である電力炭、油槽船、LPG船事業では、事業リスクの最小化を図りながらも、新エネルギー輸送需要への対応を推進します。

「稼ぐ力の磨き上げで貢献する役割の事業」であるバルクキャリア、近海内航、港湾・物流事業では、市況耐性を高め、安定収益確保に努め、シナジーを追求した事業戦略を進めます。

「株主として事業を支え収益基盤を安定させる役割の事業」では、コンテナ船事業を当社の重要な主要事業の一つと捉え、持分法適用関連会社であるONE社の持続的な成長と発展のために、株主としての支援強化を目的とし、継続的な人的支援と経営ガバナンスへの関与を通じた企業価値の最大化を目指します。

「新規事業領域」では、液化CO₂輸送事業や洋上風力発電支援船事業など、グループ会社間の専門領域を磨き上げ、シナジーを追求し、当社グループの強みを生かせる事業領域の拡張を目指します。

【機能戦略】

事業戦略を実現するための強固な事業基盤を構築します。当社グループの提供価値の源泉である人材・組織とそれらを支えるシステム・技術に投資

することで、当社グループならではの技術や専門性を磨き上げ、組織的な営業力を通じて顧客のニーズに合致した付加価値を提供してまいります。

【資本政策】

最適資本構成を常に意識し、企業価値向上に必要な投資及び財務の健全性を確保のうえ、適正資本を超える部分についてはキャッシュフローも踏まえて自己株式取得を含めた株主還元を積極的に進めます。

基礎配当に加え、追加配当・自己株式取得を機動的に実施することで株主価値の向上に努めます。また、経営管理の更なる高度化により事業ごとの資本コスト及びキャッシュフローを意識した経営管理の導入及び事業投資マネジメント導入による投資規律の維持・強化により、資本効率を最適化し、企業価値の更なる向上を目指します。

(6)重要な子会社等の状況(2025年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主要な事業内容
川崎近海汽船株式会社	2,368 百万円	100.0	海運業
ケイラインロジスティックス株式会社	600 //	95.9	航空運送代理店業
ケイラインローローバルクシップマネージメント株式会社	400 //	100.0	船舶管理業
株式会社ダイトーコーポレーション	842 //	(51.0)	港湾運送業
日東物流株式会社	1,596 //	(51.0)	港湾運送業
北海運輸株式会社	60 //	80.1	港湾運送業
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	2,842 万米ドル	(100.0)	海運業
"K" Line European Sea Highway Services GmbH	530 万ユーロ	100.0	海運業
"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED	4,090 万米ドル	(100.0)	海運業
"K" LINE PTE LTD	4,113 //	100.0	海運業
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	300,000 //	(31.0)	海運業

- (注) 1. 出資比率欄の () 内数値は、子会社等保有の出資比率を含んでいます。
 2. ケイラインロジスティックス株式会社の出資比率は、2025年4月1日に当社が保有するケイラインロジスティックス株式会社株式の全部を2025年2月に設立した持株会社KLKGロジスティックスホールディングス株式会社に譲渡したうえで、当該持株会社の全株式の47%を株式会社上組に譲渡いたしましたので、2025年4月1日時点では(50.8%)となっています。
 3. 株式会社ダイトーコーポレーション及び日東物流株式会社の出資比率は、当社が51%出資するKLKGホールディングス株式会社の出資によるものです。
 4. "K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED及び"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITEDの出資比率は、当社の100%出資子会社である"K" LINE HOLDING (EUROPE) LIMITEDの出資によるものです。"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITEDは有償減資を実施した結果、資本金が変動しました。
 5. "K" Line European Sea Highway Services GmbHは近年の会社業績規模を鑑み、当期から重要な子会社として記載しています。
 6. "K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED は、2025年4月1日付で、"K" LINE ENERGY SHIPPING (UK) LIMITEDに改称するとともに、欧州エネルギー資源輸送事業の営業・組織体制の強化を目的として、液化CO₂輸送の事業開発を担うロンドン現地法人"K" LINE (EUROPE) LIMITEDのカーボンソリューション事業部門を統合しました。
 7. OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.の出資比率は、当社が31.0%出資しているオーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社の出資によるものです。同社はコンテナ船事業を運営する持分法適用関連会社ですが、重要性の観点から記載しています。

事業報告

(7) 主要な拠点等(2025年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 (飯野ビルディング)
本店	神戸市中央区海岸通8番 (神港ビルディング)
名古屋支店	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 (名古屋国際センタービル)
関西支店	神戸市中央区海岸通8番 (神港ビルディング)
海外駐在員事務所	台北、マニラ、デュバイ

② 子会社等

会 社 名	所 在 地
川崎近海汽船株式会社	東京、釧路、札幌、苫小牧、八戸、那珂、静岡、北九州、大分
ケイラインロジスティクス株式会社	東京、名古屋、大阪
ケイラインローローバルクシップマネジメント株式会社	神戸、東京、フィリピン
株式会社ダイトーコーポレーション	東京、千葉、横浜
日東物流株式会社	神戸、東京、名古屋、大阪、倉敷
北海運輸株式会社	釧路、札幌、苫小牧、東京
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	英国
"K" Line European Sea Highway Services GmbH	ドイツ
"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED	英国
"K" LINE PTE LTD	シンガポール
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	シンガポール

③ その他の海外主要拠点

韓国、中国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、インド、豪州、英国、ドイツ、フランス、ベルギー、米国、メキシコ、ペルー、チリ、ブラジル、南アフリカ

(8)従業員の状況(2025年3月31日現在)

セグメントの名称	ドライバルク	エネルギー資源	製品物流	その他	全社(共通)	合計
従業員数(名)	180	205	3,730	591	470	5,176
前期末	185	190	3,732	477	428	5,012
前期末比増減	▲5	15	▲2	114	42	164

(注)「全社(共通)」として記載している従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(9)船舶の状況(2025年3月31日現在)

セグメントの名称		ドライバルク	エネルギー資源	製品物流			合計	
船種		ドライバルク船	液化天然ガス輸送船・油槽船・電力炭船・液化CO ₂ 船	自動車船	近海船・内航船	コンテナ船		
区分	所有	隻	53	28	42	27	13	163
		重量トン	6,548,336	3,448,462	634,637	309,129	1,143,606	12,084,170
	備船	隻	125	19	56	15	26	241
		重量トン	15,777,149	1,623,907	1,033,038	131,591	2,478,747	21,044,432
合計	隻	178	47	98	42	39	404	
	重量トン	22,325,485	5,072,369	1,667,675	440,720	3,622,353	33,128,602	

(注) 所有船の隻数は共有船を含み、重量トン数は共有船の当該船舶における他社持分を含んでいます。

(10)事業の譲渡、合併等企業再編行為等

ケイラインロジスティックス株式会社の持株会社となるKLKGロジスティックスホールディングス株式会社を2025年2月に設立し、2025年4月1日に当該持株会社の全株式の47%を株式会社上組に譲渡しました。

(11)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値を最大化することを経営の重要課題と位置付け、最適資本構成を常に意識し、資本効率と財務の健全性を確保

事業報告

② 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数 1,800,000,000株

(注)2024年4月1日付で株式分割(普通株式1株を3株に分割)を実施し、1,800,000,000株となっています。

(2)発行済株式の総数 639,172,067株

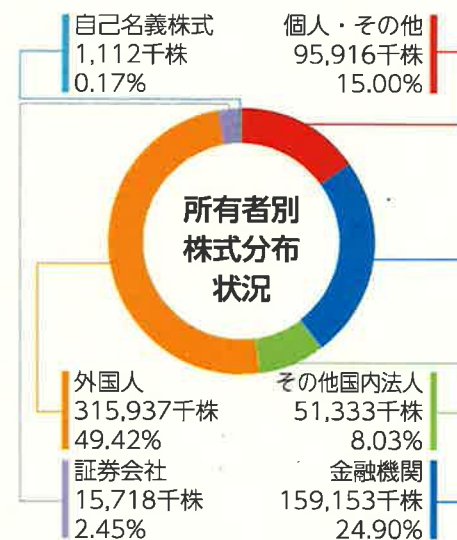
(注)2024年4月1日付で株式分割を実施し、476,485,378株増加、また、2024年8月7日付及び2025年3月10日付で自己株式の消却を行い、それぞれ39,556,000株、36,000,000株減少しています。

(3)株主数 135,064名

(4)大株主(上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
イーシーエム エムエフ	77,947	12.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	63,752	9.99
エムエルアイ フォー セグリゲーティツド ピービー クライアント	50,862	7.97
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	42,375	6.64
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMS RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	31,796	4.98
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	23,820	3.73
サンテラ(ケイマン)リミテッド アズ トラスティ オブ イーシーエム マスター ファンド	19,716	3.09
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	19,394	3.03
今治造船株式会社	16,956	2.65
株式会社みずほ銀行	12,694	1.98

(注)持株比率は自己株式(1,112,459株)を控除して計算しています。



(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に取締役(社外取締役を除き、執行役を含む)2名に業績連動型株式報酬として、409,948株を交付しています。

(6)その他株式に関する重要な事項

①自己株式の分割

2024年4月1日付で普通株式1株を3株に分割する株式分割を実施しました。

②自己株式の取得

2024年5月7日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得しました。

- ・取得した株式の種類及び総数 当社普通株式 39,556,000株
- ・株式の取得価額の総額 90,874,945,796円
- ・取得期間 2024年5月8日から2024年7月24日まで

2024年11月5日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得しました。

- ・取得した株式の種類及び総数 当社普通株式 36,000,000株
- ・株式の取得価額の総額 75,252,802,408円
- ・取得期間 2024年11月6日から2025年2月28日まで

③自己株式の消却

2024年7月26日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却しました。

- ・消却した株式の種類及び総数 当社普通株式 39,556,000株
- ・消却した日 2024年8月7日
- ・消却後の発行済株式総数 675,172,067株

2025年2月27日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却しました。

- ・消却した株式の種類及び総数 当社普通株式 36,000,000株
- ・消却した日 2025年3月10日
- ・消却後の発行済株式総数 639,172,067株

事業報告

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
明 珍 幸 一	取締役会長	指名委員 報酬委員	一般社団法人日本船主協会会長
五十嵐 武 宣	取締役		
荒 井 邦 彦	取締役	常勤監査委員	
山 田 啓 二	取締役 筆頭社外取締役	指名委員会委員長 報酬委員	学校法人京都産業大学理事長 京都産業大学法学部法政策学科教授 株式会社堀場製作所社外監査役 株式会社トーセ社外取締役
内 田 龍 平	取締役	指名委員 報酬委員	Effissimo Capital Management Pte Ltd ディレクター
小 高 功 嗣	取締役	指名委員 監査委員会委員長 報酬委員	小高功嗣法律事務所代表弁護士
牧 寛 之	取締役	監査委員	株式会社メルコホールディングス代表取締役社長 株式会社バッファロー代表取締役社長 シマダヤ株式会社取締役 株式会社メルコグループ代表取締役
政 井 貴 子	取締役	指名委員 報酬委員会委員長	SBI金融経済研究所株式会社取締役理事長 飛島ホールディングス株式会社社外取締役 大王製紙株式会社社外取締役 ビーウィズ株式会社社外取締役（監査等委員） TNL Mediagene Director

相当程度の知見を有しています。

3. 牧寛之氏が代表取締役社長を務める株式会社メルコホールディングスは、2025年4月1日付で株式会社バッファローを吸収合併し、株式会社バッファローに商号変更しています。
4. 取締役内田龍平氏は、Effissimo Capital Management Pte Ltdのディレクターです。同社は当社の発行済株式総数の38.52%を保有している旨の大量保有報告書を提出しています。取締役政井貴子氏は、大王製紙株式会社社外取締役です。当社のドライバルク事業において大王製紙株式会社と取引がありますが、年間取引高は当社連結売上高の1%未満であり、かつ同社の連結売上高の1%未満です。取締役久保伸介氏は、日本航空株式会社の社外監査役です。当社の航空貨物事業において同社と取引がありますが、年間取引高は当社連結売上高の1%未満であり、かつ同社の連結売上高の1%未満です。取締役山田啓二氏、小高功嗣氏、牧寛之氏及び原澤敦美氏の各兼職先並びに取締役政井貴子氏及び久保伸介氏のその他の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。
5. 当社では、執行役等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、荒井邦彦氏を常勤の監査委員として選定しています。
6. 2024年6月21日付で任期満了により退任した取締役の氏名、退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況は以下のとおりです。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
浅野 敦 男	取締役	
鳥山 幸 夫	取締役	
志賀 こず江	取締役	指名諮問委員会委員長、岡綜合法律事務所所属弁護士

7. 2025年3月28日付で任期満了により退任した取締役及び監査役の氏名、退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況は以下のとおりです。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
針谷 雄 彦	代表取締役（副社長執行役員）	社長補佐
山鹿 徳 昌	取締役（専務執行役員）	CFOユニット（経営企画・調査・財務・経理・サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報）統括、サステナビリティ環境経営推進・IR・広報担当、CFO
荒井 邦 彦	監査役（常勤）	
新井 真	監査役（常勤）	
原澤 敦 美	監査役	五十嵐・渡辺・江坂法律事務所パートナー リコーリース株式会社社外取締役 株式会社ギックス社外監査役
久保 伸 介	監査役	共栄会計事務所代表パートナー 日本航空株式会社社外監査役

なお、新井真氏は、主に当社の法務・企業法務リスク・コンプライアンス・内部監査部門における業務及び取締役としての経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していました。

事業報告

②執行役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
五十嵐 武 宣	代表執行役社長	CEO
芥 川 裕	代表執行役専務	CFOユニット（経営企画・調査・財務・経理・サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報）統括、サステナビリティ環境経営推進・IR・広報担当、CFO

- (注) 1.2025年3月28日開催の取締役会において、五十嵐武宣氏は代表執行役社長に、芥川裕氏は代表執行役専務に選任されました。
2.代表執行役社長五十嵐武宣氏は取締役を兼務しています。

(2)取締役、監査役及び執行役の報酬等

1. 指名委員会等設置会社移行前（2024年4月1日から2025年3月28日まで）

① 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬 月例報酬	業績連動報酬		
			短期業績連動 報酬(金銭)	中長期業績連動 報酬(株式)	
取締役 (社外取締役を除く)	594	168	133	292	5
社外取締役	39	39	—	—	4
合 計	634	207	133	292	9
監査役 (社外監査役を除く)	60	60	—	—	2
社外監査役	20	20	—	—	2
合 計	80	80	—	—	4

- (注) 1.当社は、2025年3月28日開催の臨時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行しました。これにあわせて、役員報酬に関する各規程を整備し、指名委員会等設置会社移行後も2025年3月31日までの事業年度に関する固定報酬及び同事業年度の業績に係る業績連動報酬は、指名委員会等設置会社移行前の規程に基づく以下の手続を経て報酬を支給することとしています。
2.上記には、2024年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び社外取締役1名が含まれています。また、2025年3月28日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役4名が含まれています。
3.当事業年度に係る報酬等のうち、取締役への短期業績連動報酬(金銭)133百万円は、2025年3月28日の指名委員会等設置会社への移行前時点の取締役のうち、社外取締役5名を除く取締役3名に対して給付する予定額です。
4.当事業年度に係る報酬等のうち、取締役への中長期業績連動報酬(株式)292百万円は、2025年3月28日の指名委員会等設置会社への移行前時点の取締役のうち、社外取締役5名を除く取締役3名に対して給付する予定額です。
5.当社では、各事業年度に関する業績連動報酬を当該事業年度の事業報告及び有価証券報告書に記載したうえで、翌事業年度に給付することとしています。2024年6月21日定時株主総会終結の時をもって退任した取締役のうち社外取締役1名を除く2名については、当該記載方法が始まる以前の2017年度分の業績連動報酬(株式)6百万円を退任に伴い給付しており、上記表に含まれていません。

② 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年6月23日開催の第155期定時株主総会において、報酬年額総額800百万円（うち、社外取締役分111百万円）以内とし、総額の枠内で、固定報酬及び短期業績連動報酬の具体的な支給額の決定を報酬諮問委員会での審議を経て取締役会で決定することを決議しました。なお、当該株主総会終結時点の取締役は9名（うち社外取締役5名）です。また、2023年6月23日開催の第155期定時株主総会において、業績連動型株式報酬として、上記報酬枠とは別に業績連動型株式報酬の取得資金の上限を1対象期間（4事業年度）当たり2,400百万円（1事業年度当たり600百万円相当）とすることを決議しました。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役は4名（業務執行取締役）です。

監査役の報酬限度額は、2006年6月26日開催の第138期定時株主総会において、報酬月額総額12百万円以内と決議しています。なお、当該株主総会終結時点の監査役は4名（うち社外監査役2名）です。

当事業年度においては、以上の取締役及び監査役の報酬限度額の範囲内での報酬支給を行います。

③ 取締役の個人別

事業報告

ために、株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、報酬諮問委員会の答申及び取締役会における当該答申の承認を経ていきます。

なお、当該措置を講ずることによって、客観性・透明性を担保できることから、当該権限の委任が妥当であると判断しています。

⑤ 業績連動報酬に係る指標、当該業績連動報酬の額の決定方法及び当該指標を選択した理由

a. 業績連動報酬に係る指標、当該業績連動報酬の額の決定方法

・ 短期業績連動報酬（金銭）

短期業績連動報酬（金銭）は、主として単年度の連結業績目標の達成度に連動する方式とし、支給基準の透明性と客観性を高めています。

役位別基準額に乗ずる係数は、単年度の連結業績（経常利益総額、コンテナ船事業を除く経常利益額及び親会社株主に帰属する当期純利益）に連動する係数及び個人の貢献に応じた係数とします。連結業績に連動する係数は目標達成度に応じた所定の計算式に従って0～1.5の範囲で変動し、業績連動性は経営責任に応じて高くなります。このほか、重大な海難事故が発生した場合には、事故の程度や影響度に応じて減算を行います。

当事業年度においては、経常利益総額及びコンテナ船事業を除く経常利益額及び親会社株主に帰属する当期純利益とも大きく目標を上回ったことから、連結業績に連動する係数は1.50となりました。

・ 中長期業績連動報酬（株式）

中長期業績連動報酬（株式）は、株主とより一層の価値共有を図るとともに、役員の中長期的な企業価値向上を目指すインセンティブ性を強め、より効果的に機能させるため、株主総利回り（Total Shareholders Return。以下、「TSR」という。）等に連動するものとします。

TSRに基づく指標は、当社TSRとTOPIX成長率との比率（以下、「TSR比率」という。）及び当社TSRと他社TSRの順位付けを組み合わせて、役位別基準額に乗ずる係数を定めます。

役位別基準額に乗ずる係数は、TSR比率が50%以下の場合は0（最小値）、TSR比率が100%の場合は1（目標達成時）、TSR比率が150%以上の場合は1.62（最大値）、TSR比率が50%超150%未満の場合は一定の計算式により算出します。

TSRに基づく指標に加えて、ROE指標として中期経営計画の目標達成度及び他社との順位付けに基づく係数、ESG指標としてCO₂の排出効率改善を評価する係数を採用しています。

当該報酬の業績連動性は、経営責任に応じて高くなる設計としています。TSR指標、ROE指標及びESG指標（CO₂）の構成比率は90：5：5の設定です。

上記で算定される各係数の合計値（最小値0、最大値1.8）を役位別基準額に乗じて中長期業績連動報酬を算出し、ポイントに換算のうえで年度ごとに役員に付与し、原則として退任時に付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式等を交付します。

当該事業年度においては、2022年度から2024年度の3年間における当社TSRとTOPIX成長率の比率が150%超のためTSR指標支給係数が1.62となったほか、ROE指標の支給係数は0.05、ESG指標の支給係数は0.00となったため、役位別基準額に乗じる係数は1.67となりました。

・ 報酬の構成比率

固定報酬（金銭）、短期業績連動報酬（金銭）及び中長期業績連動報酬（株式）の構成比率は、業績目標を

達成したモデルケースにおいては、100：40：65を想定しています。
 目標達成度に応じて、短期業績連動報酬は0～1.5倍の範囲で、中長期業績連動報酬は0～1.8倍の範囲で変動し、業績連動性は経営責任に応じて高くなります。

b.当該指標を選択した理由

短期的な業績と中長期的な株主価値向上を適正なバランスで動機づけるとともに、サステナビリティの取組みを推進するインセンティブを与えることで、企業価値の最大化を企図するものです。

<ご参考>

■ 当事業年度に適用する報酬制度の概要

区分	報酬の種類	報酬の性格	決定方法	報酬限度額
取締役	①月例報酬（金銭）	固定報酬	役位に基づいて決定	年額800百万円以内 （うち社外取締役は111百万円以内）
	②短期業績連動報酬（金銭） ^{※1}	変動報酬	半年度の連結業績及び個人業績評価に連動。 型大事故発生時には減算指標を適用。	
	③中長期業績連動報酬（株式）「BBT」 ^{※1}		中長期の当社株主総利回り（TSR ^{※2} ）、ROE指標、ESG指標（CO ₂ 排出効率改善）に連動 ^{※3} 。	
監査役	月例報酬（金銭）のみ	固定報酬	監査役の協議により決定	月額12百万円以内

※1 業務執行取締役に限る

※2 TSR＝一定期間における当社株価上昇率＋一定期間における配当率（配当合計額÷当初株価）

※3 TSR指標、ROE指標及びESG指標の構成比率は、90：5：5

II. 指名委員会等設置会社移行後（2025年3月28日から2025年3月31日まで）

① 取締役及び執行役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 （百万円）	報酬の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 （名）
		固定報酬	業績連動報酬		
		月例報酬	短期業績連動 報酬（金銭）	中長期業績連動 報酬（株式）	
取締役 （社外取締役を除く）	—	—	—	—	—
社外取締役	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—
執行役	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

(注) 当社は、2025年3月28日開催の臨時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたしました。指名委員会等設置会社移行後の上記期間についても、移行措置として上記Iの欄の報酬に含むよう各報酬規程を整備しており、上記期間についての取締役及び執行役への報酬等は給付していません。

事業報告

② 取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年3月28日開催の報酬委員会で取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しており、適用開始は2025年4月以降としています。

1. 取締役及び執行役の個人別の報酬等に関する方針の決定方法

取締役及び執行役の個人別の報酬等の決定方針は、報酬委員会で審議のうえ、決定する。

2. 取締役及び執行役の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要

取締役（執行役を兼務する者を除く）の個人別の報酬等の額は、各取締役の当社の業務に関する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、業績連動型の要素は含まないものとする。

執行役（取締役を兼務する者を含む、以下同じ）の個人別の報酬等の額は、業績を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準にも照らし適正な額とし、中長期的な業績やこれらの者が負う潜在的なリスクを反映させ、当該執行役の当社の持続的な成長と企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。

3. 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定方法

取締役及び執行役の個人別の報酬等は、上記方針に則り、報酬委員会で審議のうえ、決定する。

執行役の業績連動報酬の額は、報酬委員会で決定された役員報酬に関する社則で定めた計算式に従い決定する。

③ 報酬制度の概要

ア. 取締役（執行役を兼務する者を除く）の報酬

取締役の報酬は、二種類の固定報酬である月例報酬（金銭）と固定報酬（株式）からなります。なお、業績連動型の要素は含みません。

i. 月例報酬は、社外取締役、社内取締役の別、また、所属する委員会や取締役会における役割等に応じて決定します。

ii. グローバル企業としてのガバナンス強化を担うことのできる人材の維持・確保及び株主との利害の共有を図ることを目的として、株式給付信託の仕組みを活用した株式報酬制度を導入しています。

当制度は、社外取締役、社内取締役の別に応じて、事業年度毎に予め付与したポイントに基づき、退任時に当社株式を給付するものです。

イ. 執行役（取締役を兼務する者を含む）の報酬

執行役の報酬は、固定報酬である月例報酬（金銭）と業績に応じて変動する短期業績連動報酬（金銭）と中長期業績連動報酬（株式）からなります。

i. 基本報酬は、執行役の役位に応じて額を決定し、代表権を有する執行役には、加算を行います。

ii. 短期業績連動報酬（金銭）及び中長期業績連動報酬（株式）の指標及び額の決定方法は、指名委員会等設置会社移行前の業務執行取締役の業績連動報酬制度（I. ⑤ a）と同様のものであり、概要は以下のとおりです。

短期業績連動報酬は、単年度の連結業績（経常利益総額、コンテナ船事業を除く経常利益額及び親会社株主に帰属する当期純利益）目標達成度に基づき、支給基準の透明性と客観性を向上させています。経常利益総額や純利益に応じる係数と個々の貢献に基づく係数で算出され、業績に応じて0～1.5の範囲で変動します。

中長期業績連動報酬は、株主価値の共有と企業価値向上を目指し、株主総利回り（TSR）に連動します。具体的には、TSRとTOPIX成長率の比率や他社との順位付けを考慮し、役位別基準額に対する係数を定めます。TSR比率が50%以下では0、100%で1、150%以上で最大1.62となります。ROE指標やCO₂排出効率改善も評価に加え、業績連動性は経営責任に応じて高まり、算出された係数によってポイント化し、退任時に株式等で支給さ

れます。

④ 当該指標を選択した理由

短期的な業績と中長期的な株主価値向上を適正なバランスで動機づけるとともに、サステナビリティの取組みを推進するインセンティブを与えることで、企業価値の最大化を企図するものです。

<ご参考>

■ 指名委員会等設置会社移行後の事業年度に適用する報酬制度の概要

区分	報酬の種類	報酬の性格	決定方法
取締役 (執行役兼務者を除く)	①月例報酬 (金銭)	固定報酬	職責に応じ設定した職位ごとの月次報酬
	②固定報酬 (株式)		職責に応じた固定額による株式報酬
執行役 (取締役兼務者を含む)	①月例報酬 (金銭)	固定報酬	職責に応じ設定した職位ごとの月次報酬
	②短期業績連動報酬 (金銭)	変動報酬	単年度の連結業績及び個人業績評価に連動。重大事故発生時には減算指標を適用。
	③中長期業績連動報酬 (株式) [BBT]		中長期の当社株主総利回り (TSR ^{※1})、ROE指標、ESG指標 (CO ₂ 排出効率改善) に連動 ^{※2}

※1 TSR＝一定期間における当社株価上昇率＋一定期間における配当率 (配当合計額÷当初株価)

※2 TSR指標、ROE指標及びESG指標の構成比率は、90：5：5

事業報告

氏名	地位	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
山田 啓二	社外取締役	当期開催の取締役会19回全てに出席しました。長年にわたり行政の長として培ってきた幅広い経験・人脈と高い見識に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言や、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員としての活動等を通じて業務執行に対する監督等の期待された役割を適切に果たしています。
内田 龍平	社外取締役	当期開催の取締役会19回全てに出席しました。企業価値向上の取組みに関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社株主の視点からの適宜発言や、当社経営及び業務遂行の適切な監督を行っていただくことで、当社グループのコーポレートガバナンス向上にも貢献するなど期待された役割を適切に果たしています。
小高 功嗣	社外取締役	当期開催の取締役会19回全てに出席しました。また、2025年3月に開催した監査委員会1回に出席しました。弁護士業に加え、証券、投資銀行、IT、不動産など幅広い分野の企業で取締役等を務めてきた経験を有し、法務・財務・会計領域での豊富な経験と投資やIRも含めた幅広い知見を生か

(4)責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、2025年3月28日付改正前の定款においては監査役も対象としていました。これに基づき、非業務執行取締役である明珍幸一氏、荒井邦彦氏、山田啓二氏、内田龍平氏、小高功嗣氏、牧寛之氏、政井貴子氏、原澤敦美氏及び久保伸介氏との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、金10百万円又は法令が定める額のいずれか高い方としています。

なお、2025年3月28日開催の臨時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役荒井邦彦氏、新井真氏、原澤敦美氏及び久保伸介氏とも同様の責任限定契約を締結していました。

(5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、執行役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、意図的に違法行為を行った場合等には填補の対象としないこととしています。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	403,375	流動負債	205,455
現金及び預金	204,716	支払手形及び営業未払金	69,222
受取手形、営業未収金及び契約資産	113,917	短期借入金	51,412
原材料及び貯蔵品	38,308	リース債務	20,379
繰延及び前払費用	23,848	未払法人税等	6,129
短期貸付金	4,317	独占禁止法関連損失引当金	1
その他流動資産	19,464		
貸倒引当金	△1,197		
固定資産	1,806,673		
有形固定資産	488,666		
船舶	389,939		
建物及び構築物	9,455		
機械装置及び運搬具	3,144		
土地	15,565		
建設仮勘定	63,806		
その他有形固定資産	6,755		
無形固定資産	7,266		
その他無形固定資産	7,266		
投資その他の資産	1,310,739		
投資有価証券	1,230,101		
長期貸付金	18,051		
退職給付に係る資産	4,942		
繰延税金資産	3,834		
その他長期資産	55,112		
貸倒引当金	△1,302		

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
海運業収益及びその他の営業収益		1,047,944
売上原価		
海運業費用及びその他の営業費用		865,691
売上総利益		182,253
販売費及び一般管理費		79,398
営業利益		102,855
営業外収益		
受取利息	5,058	
受取配当金	3,035	
持分法による投資利益	202,052	
為替差益	824	
その他営業外収益	3,333	214,303
営業外費用		
支払利息	7,339	
その他営業外費用	1,729	9,069
経常利益		308,089
特別利益		
固定資産売却益	11,786	
その他特別利益	607	12,394
特別損失		
固定資産除却損	85	
関係会社株式評価損	91	
訴訟損失引当金繰入額	314	
その他特別損失	19	510
税		

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 内田 聡
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 清本 雅哉
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 美和一馬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川崎汽船株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川崎汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められ

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	324,554	流動負債	238,961
現金及び預金	152,887	海運業未払金	70,322
海運業未収金	72,236	短期借入金	105,227
契約資産	9,154	リース債務	15,945
立替金	5,494	未払金	2,685
貯蔵品	31,603	未払費用	855
繰延及び前払費用	21,861	未払法人税等	2,555
代理店債権	11,483	前受金	890
短期貸付金	10,637	契約負債	26,094
その他流動資産	10,237	預り金	5,489
貸倒引当金	△1,042	代理店債務	518
固定資産	560,944	独占禁止法関連損失引当金	1,335
有形固定資産	173,580	備船契約損失引当金	3,230
船舶	107,916	賞与引当金	2,327
建物	1,112	役員賞与引当金	133
構築物	24	訴訟損失引当金	314
機械及び装置	20	その他流動負債	1,034
車両及び運搬具	554	固定負債	146,211
器具及び備品	690	社債	14,000
土地	4,577	長期借入金	116,968
建設仮勘定	58,351	リース債務	8,124
その他有形固定資産	332	退職給付引当金	635
無形固定資産	3,034	株式給付引当金	2,655
ソフトウェア	515	特別修繕引当金	11
その他無形固定資産	2,518	再評価に係る繰延税金負債	911
投資その他の資産	384,329	その他固定負債	2,903
投資有価証券	27,499	負債合計	385,173
関係会社株式	247,003	(純資産の部)	
出資金	703	株主資本	492,093
関係会社出資金	3,596	資本金	75,457
長期貸付金	3,038	資本剰余金	9,607
従業員長期貸付金	165	資本準備金	9,607
関係会社長期貸付金	49,131	利益剰余金	415,077
長期前払費用	18,638	利益準備金	9,257
前払年金費用	821	その他利益剰余金	405,819
繰延税金資産	5,268	圧縮記帳積立金	66
リース投資資産	26,173	繰越利益剰余金	405,752
敷金及び保証金	1,858	自己株式	△8,048
その他長期資産	1,536	評価・換算差額等	8,231
貸倒引当金	△1,107	その他有価証券評価差額金	11,098
資産合計	885,498	繰延ヘッジ損益	△4,889
		土地再評価差額金	2,023
		純資産合計	500,325
		負債純資産合計	885,498

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
海運業収益		
運賃	662,519	
貸船料	154,444	
その他海運業収益	23,613	840,578
海運業費用		
運航費	304,558	
船費	11,792	
借船料		
借船料	388,673	
傭船契約損失引当金繰入額	3,227	
その他海運業費用	27,072	735,325
海運業利益		105,252
その他事業収益	50	
その他事業費用	24	
その他事業利益		25
営業総利益		105,278
一般管理費		28,600
営業利益		76,677
営業外収益		
受取利息	5,481	
受取配当金	132,334	
為替差益	1,666	
その他営業外収益	2,964	142,447
営業外費用		
支払利息	5,368	
社債利息	91	
資金調達費用	842	
貸倒引当金繰入額	△132	
その他営業外費用	624	6,794
経常利益		212,330
特別利益		
固定資産売却益	2,831	
関係会社株式売却益	3,427	
その他特別利益	2	6,261
特別損失		
関係会社株式評価損	2,730	
訴訟損失引当金繰入額	314	
その他特別損失	24	3,068
税引前当期純利益		215,523
法人税、住民税及び事業税	5,639	
法人税等調整額	△1,884	3,755
当期純利益		211,767

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類等

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 内田 聡
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清本 雅哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 美和一馬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎汽船株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会監査報告

監 査 報 告

当監査委員会は、第157期事業年度における2024年4月1日から2025年3月27日までの取締役並びに2025年3月28日から2025年3月31日までの取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査委員会は、2025年3月27時点の監査役（以下「旧監査役」）が下記(2)で行った監査の結果等について旧監査役及び2025年3月27日時点の監査役会（以下「旧監査役会」）から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、2025年3月28日以降は、監査委員会としても、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担及び監査委員会の監査基準等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役、執行役、会計監査人及び使用人から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各旧監査役は、旧監査役会が定めた監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、使用人及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

川崎汽船株式会社 監査委員会

監査委員 小高功嗣 ㊟

監査委員 牧 寛之 ㊟

監査委員 原澤敦美 ㊟

監査委員 久保伸介 ㊟

監査委員 荒井邦彦 ㊟

以上

主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

ドライバルクセグメント	ドライバルク事業
エネルギー資源セグメント	液化天然ガス輸送船事業・電力事業・油槽船事業・海洋事業・カーボンソリューション事業
製品物流セグメント	自動車船事業、物流事業、近海・内航事業、コンテナ船事業
その他	船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等

主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	億円
株式会社みずほ銀行	740
株式会社日本政策投資銀行	508
三井住友信託銀行株式会社	352
農林中央金庫	254
信金中央金庫	134

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
① 当社が支払うべき会計監査人の報酬等	109百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	172百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額については区分して記載していません。

なお、当社の重要な子会社等のうち“K” LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED、“K” Line European Sea Highway Services GmbH、“K” LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED、“K” LINE PTE LTD、OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っています。

(3) 会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

なお、2025年3月28日開催の臨時株主総会において指名委員会等設置会社への機関設計の移行が決議されたことによって、監査役会は監査委員会に業務を引き継いでおります。

(4) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

当社は、会計監査人に対して、社債発行にかかるコンフォートレター作成業務についての対価を支払いました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、執行役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために必要なものとして法令等で定める体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

具体的には、取締役会が内部統制システムを整備し、有効性を評価し、その機能を確保していく責務を負っていくこととしています。

以下のような体制を構築していますが、不断の見直しにより内部統制の実効性を高めるよう、今後も必要に応じて改善を図ります。

(1) 当社の執行役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定し、法令及び企業倫理の遵守（コンプライアンス）を当社グループ企業の行動原則の一つとして掲げています。取締役会はコンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備することを定めており、当社は以下を継続して実行しています。

- ① 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「取締役会規則」及び「決裁基準規程」に基づき、執行役の権限を明確にし担当業務を積極的かつ誠実に遂行するとともに、取締役会に対してその職務の執行状況を報告するものとしています。
- ② 執行役員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、執行役員が遵守すべき事項を「執行役員規則」に規定するとともに、執行の委任を受けた担当業務を積極的かつ誠実に遂行するものとしています。
- ③ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「就業規則」等の社内規則を整備しています。
- ④ 内部監査グループは、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持、向上に関する取締役会、執行役及び執行役員の責務遂行を支援しています。
- ⑤ 代表執行役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っています。
- ⑥ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実を早期に認識し適切に対応するため、「ホットライン制度」と称する内部通報制度を設けています。通報窓口は社内窓口に加えて、外部窓口として弁護士事務所を指定しています。この制度は「ホットライン制度規程」に基づき運用されるものとしています。

(2) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「取締役会規則」、「文書規程」に基づき、定められた保存期間中、検索性の高い状態で適切に管理され、常時閲覧可能な状態を維持しています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係る危険（リスク）として以下を認識し、その把握と管理、個々のリスクについての対応体制を整備しています。

- －船舶の安全運航に係るリスク（海洋汚染含む）
- －大災害等に係るリスク
- －コンプライアンスに係るリスク

ーその他の経営上のリスク

これらのリスクが顕在化したとき（危機）に企業の社会的責任を果たし得るよう、「危機管理規程」を定め、危機・リスク管理体制を構築しています。上記のリスクそれぞれに対応する委員会を設置するとともに、この4委員会を束ね、危機・リスク管理活動全体を掌握・推進する組織として、危機管理委員会を設置しています。

委員会名	機能
危機管理委員会	危機・リスク管理活動全体の統括
安全運航推進委員会	当社運航船舶の安全対策、船舶事故（海洋汚染含む）の予防及び発生時の対応
災害対策委員会	大災害への平時の準備及び発生時の対応
コンプライアンス委員会	コンプライアンス上の問題に対応
経営リスク委員会	その他の経営上のリスク対応

(4) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、指名委員会等設置会社として執行役を選任するとともに、取締役会から執行役への大幅な権限委譲により職務執行の意思決定が迅速になされるよう図っています。

〔取締役会〕取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の重要事項を決定するとともに、取締役・執行役・執行役員の職務執行を監督する機関であり、原則として、毎月1回開催します。

なお、取締役会の書面決議制度を導入し、機動的な取締役会運営を図ることを可能としています。

〔経営会議〕代表執行役社長、その他執行役、専務執行役員以上及び経営企画、財務担当、経理担当執行役員等が出席する経営会議を原則として毎週開催し、自由な討議を通して代表執行役社長又はその代行者の意思決定に資する体制を整備しています。

(5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する行動指針として、「グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として当社グループ各社で諸規則を定めています。さらに当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保しています。

① グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し重要事項等を当社所管部署に報告させています。また、当社は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発生した場合には、各社のホットライン制度に加え当社ホットライン窓口への通報も可能としています。さらに当社は、「グループ経営協議会」を開催し、グループ会社との間で情報交換を行っています。

② グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、それぞれの規模、特性に応じ自立的に危機管理体制を整備しています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し、各社の特性に応じた業務執行の危険（リスク）について当社への報告を義務付けており、危機管理委員会等において対応することとしています。

③ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社は、原則として自立的に経営を行っています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の一定の重要事項については、承認、協議又は報告を要するものとしています。

- ④ グループ会社の取締役等及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は「グループ企業行動憲章」を制定し、これをグループ会社に遵守させると同時に、各社の特性に応じて独自の「企業行動憲章実行要点」を制定させ、その内容の確認を行っています。
また、当社は、内部監査グループ等によりグループ会社の内部統制システムの整備及び遵守状況をモニタリングしています。
- (6) 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査委員会の職務を補助すべき使用人（補助使用人）を任命し、監査委員会の指揮命令下で監査委員会の職務を補助する業務に従事させています。
- (7) 補助使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項
当社は、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、会社は監査委員会の意見・評価を尊重して補助使用人の業績評価を行い、補助使用人の任命、異動については監査委員会の事前同意を得ることとしています。
- (8) 当社の監査委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、補助使用人からの資料請求、報告要求があったときは、速やかに資料提出、報告を行っています。
- (9) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）・執行役・執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制その他当社の監査委員への報告に関する体制
当社の取締役（監査委員である取締役を除く）・執行役・執行役員及び従業員は、「監査委員会への報告体制等に関する規程」に基づき、取締役会、監査委員会及びその他の重要な会議の場で、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに担当業務の執行状況の報告を監査委員会に対して随時行うとともに、コンプライアンス上の問題その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを速やかに監査委員に報告することとしています。執行役は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うこととしています。さらに、内部監査グループは、自ら実施する監査について監査委員会に適宜報告を行うとともに、監査委員会の求めに応じて追加監査を実施するものとしています。
グループ会社の取締役・監査役及び従業員は、「関係会社業務処理規程」により、コンプライアンス上の問題その他所定の重要事項について当社の所定部署に報告を行い、当該所定部署が必要に応じ、当社の監査委員会に報告できるものとしています。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を開催し、情報の共有に努めています。
- (10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「監査委員会への報告体制等に関する規程」及び「関係会社業務処理規程」において、当社の監査委員会へ報告した当社及びグループ会社の取締役・監査役・執行役・執行役員及び従業員に対して、当社及びグループ会社が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってはならないものと定めています。
- (11) 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務

の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還並びに債務の処理を行う方針としており、当該費用の前払い又は償還並びに債務の処理を行っています。

(12) その他、当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査委員会と代表執行役との定期的な会合や内部監査グループとの連携等、監査環境の整備に協力しています。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制システムの有効性の継続的な評価、改善を実施しています。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「関係官庁や関係団体と連携し、反社会的勢力の排除に取り組むとともに、被害防止のために全社をあげて法に則して対応する」旨を、「川崎汽船企業行動憲章実行要点」にて行動指針として定めています。

当社は、反社会的勢力の対応部署を定め、平素から警察、専門の顧問弁護士等の外部機関と、反社会的勢力の排除及び一切の関係遮断に向けて連携しながら当社グループにおける反社会的勢力に対する対応を迅速かつ適切に対応できるようにしています。

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- (1) 当社の執行役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に対する取組みの状況

「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を周知し、コンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備するための取組みとして、以下を実施しました。

- ①2017年1月に制定した「川崎汽船グループ グローバルコンプライアンスポリシー（以下、「グローバルポリシー」という）」は、グローバルなレベルでのグループコンプライアンス体制を強化するためのもので、当社及びグループ会社役員に遵守を義務づけています。また、専任部署によるセミナー開催、ガイドブック配布、専門委員会の活動等を通じて、グローバルポリシーが当社及びグループ会社役員員の日常業務の行動指針となるよう取り組んでいます。
- ②国内外の競争法コンプライアンスに関して、役員員に対しては独占禁止法遵守規程の遵守を徹底させ、専任部署による継続的な教育・啓蒙活動の推進を通じて競争法に関するコンプライアンスの意識を徹底すべく、更なる強化に取り組んでいます。また、業務監査を実施し、コンプライアンスに向けた施策の実施状況を監視・監督しています。同業他社との接触についても、事前の届出及び承認、内容の記録作成・保存等を厳格に運用しています。
- ③贈収賄防止の実効性を高めるために、グローバルポリシー（反贈収賄法個別ポリシー含む）に基づき、当社は、腐敗のない海運業界を目指した取組みを行っているMaritime Anti-Corruption Network (MACN) のメンバーとして、反腐败・贈収賄防止の取組みを強化しています。
- ④2019年11月にグローバルポリシー（経済制裁・反マネーロンダリング個別ポリシーの追加）を改正し、当社及びグループ会社役員員に当社グループのビジネスに対して適用される経済制裁規制並びに反マネーロンダリング及びテロ資金供与に関するルールの遵守を徹底しています。
- ⑤当社は、当社及び国内グループ会社の役員員からの内部通報を受け付ける「ホットライン窓口」に加えて、海外グループ会社の役員員からの内部通報を受け付ける「グローバルホットライン窓口」も設置し、国内外にわたる当社グループの事業でのコンプライアンス問題の未然防止とリスクの早期発見及び是正に取り組んでいます。また、通報に関する情報の秘密保持と通報者保護を徹底し、通報者が安心して利用できる体制を整えています。
- ⑥社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会を通じて、当社及びグループ会社のコンプライアンスを担保するための方針及びコンプライアンス違反に対する対応措置を審議しています。また、コンプライアンスの最高責任者であるCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）のもと、組織全体のコンプライアンス体制を強化しています。
- ⑦毎年11月をコンプライアンス月間と位置づけ、当社及びグループ会社役員員にコンプライアンスの重要性を再認識させるため、社長メッセージを配信するとともに、コンプライアンスeラーニング研修、外部講師を招いたコンプライアンスセミナーを開催しています。また、階層別人事研修の中でコンプライアンス研修を実施し、個別テーマ（インサイダー取引規制、ハラスメント防止等）セミナーも、適宜開催しています。このほかにも、特に注意喚起を要するコンプライアンス関連の重要事項を「コンプライアンス通信」として、適宜配信しています。

- (2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に対する取組みの状況

危機・リスク管理活動全般を掌握・推進する危機管理委員会を2回開催しました。また、船舶事故発生を想定した訓練である大規模事故対応演習を2024年10月に実施しました。

(3) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に対する取組みの状況

取締役会は2024年6月21日までは社外取締役5名を含む9名、2025年3月28日までは社外取締役5名を含む取締役8名で、同日以降は社外取締役7名を含む取締役10名で構成され、19回開催しました。当社は2025年3月28日に開催された臨時株主総会において、指名委員会等設置会社に移行いたしました。開催回数は指名委員会等設置会社に移行後の回数も含めたものです。経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督しました。

また、経営会議は代表執行役社長、その他執行役、専務執行役員以上及び経営企画、財務担当、経理担当執行役員等並びに監査役等が出席し、49回開催しました。

新規案件検討時の取組み方針や留意すべき事項を確認し、執行役社長等が重要事項の決定に資するよう協議しました。

(4) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制に対する取組みの状況

当社は、当社グループ全体に適用する行動指針である「グループ企業行動憲章」に基づき、グループ会社各社で必要な諸規則を定めさせました。さらに、当社は「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保したうえで、以下を実施しました。

- ①グループ会社の重要事項や事業報告等を当社所管部署に報告させました。また、当社は、「グループ経営協議会」を開催し、グループ会社との間で情報共有をしています。
- ②グループ会社で発生した業務執行の危険（リスク）を当社に報告させ、コンプライアンス委員会等において対応しています。
- ③「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の一定の重要事項について承認、協議し、又は報告を受けています。

(5) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制その他当社の監査委員への報告に関する体制に対する取組みの状況

当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員は「監査委員会への報告体制等に関する規程」に基づき、また、グループ会社の取締役、監査役及び従業員は「関係会社業務処理規程」に基づき当社の所定部署を経由して、報告案件に応じて監査委員又は監査委員会に報告する体制を整備しています。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を開催し、情報共有をしています。

連結株主資本等変動計算書
(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	75,457	29,102	1,233,274	△7,648	1,330,186
会計方針の変更による累積的影響額			△54,550		△54,550
会計方針の変更を反映した当期首残高	75,457	29,102	1,178,723	△7,648	1,275,636
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△69,373		△69,373
親会社株主に帰属する当期純利益			305,384		305,384
自己株式の取得				△166,130	△166,130
自己株式の処分		0		238	238
自己株式の消却		△0	△165,455	165,455	-
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△1	△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		3,392			3,392
土地再評価差額金の取崩			33		33
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動			△712		△712
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	3,392	69,876	△437	72,831
当 期 末 残 高	75,457	32,495	1,248,600	△8,085	1,348,467

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	13,030	3,076	4,677	240,272	681	261,738	32,674	1,624,600
会計方針の変更による累積的影響額				54,550		54,550		-
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,030	3,076	4,677	294,822	681	316,289	32,674	1,624,600
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△69,373
親会社株主に帰属する当期純利益								305,384
自己株式の取得								△166,130
自己株式の処分								238
自己株式の消却								-
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減								△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								3,392
土地再評価差額金の取崩								33
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動								△712
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△39	△9	△100	△17,632	1,459	△16,322	△3,659	△19,982
当 期 変 動 額 合 計	△39	△9	△100	△17,632	1,459	△16,322	△3,659	52,849
当 期 末 残 高	12,991	3,066	4,576	277,190	2,141	299,966	29,015	1,677,449

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 238社

主要な連結子会社の名称は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項(6)重要な子会社等の状況」に記載のとおりです。

当連結会計年度から、重要性の観点よりケイライン・ウインド・サービス(株)を含む合計9社を連結の範囲に含め、清算により3社を連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社として、千葉港米(株)があります。

なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 47社

持分法適用会社のうち非連結子会社数は14社で、主要な会社として芝浦海運(株)があります。関連会社数は33社で、主要な会社としてOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.があります。

当連結会計年度から、重要性の観点より2社を持分法適用の範囲に含め、株式の一部売却により1社を持分法適用の範囲から除外しています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社(千葉港米(株)ほか)及び関連会社(防災特殊曳船(株)ほか)はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しています。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は9社あり、これらのうち4社については同日現在の計算書類を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、残りの会社5社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一となっています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 : 償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

: 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

: 主として移動平均法に基づく原価法

②棚卸資産

: 主として移動平均法に基づく原価法 (収益性の低下
による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

船舶 : 定額法及び定率法を各船別に選択適用しています。

その他の有形固定資産

: 主として定率法

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物 (建
物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以後に
取得した建物附属設備及び構築物については、定額
法によっています。

②無形固定資産 (リース資産を除く)

: 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内
における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によ
っています。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一
の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定
額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のう
ち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリ
ース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法
に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

: 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については
貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権に
ついては個別に回収可能性を勘案して計上していま
す。

②賞与引当金

: 従業員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年
度に負担すべき支給見込額を計上しています。

- ③役員賞与引当金 : 役員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- ④役員退職慰労引当金 : 役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社で、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤特別修繕引当金 : 船舶の定期検査工事等の支出に備えるため、当連結会計年度において負担すべき支出見積額を計上しています。
- ⑥独占禁止法関連損失引当金 : 独占禁止法に関連して提起された損害賠償請求訴訟に係る損失に備えるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
- ⑦株式給付引当金 : 役員株式給付規程に基づく取締役、執行役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。
- ⑧傭船契約損失引当金 : 貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて損失見込額を計上しています。
- ⑨訴訟損失引当金 : 訴訟等に係る損失に備えるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法等により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法等により費用処理しています。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、航海の経過日数に基づいて海運業収益を認識し、対応する海運業費用を計上しています。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。
- (7) 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

- (8) 船舶建造借入金の支払利息の計上方法
船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。
- (9) グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しています。
- (10) のれんの償却方法及び償却期間
5年間の定額法により償却を行っています。

会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

(在外子会社等の収益及び費用の本邦通貨への換算方法の変更)

在外子会社等の収益及び費用は、従来、決算日の直物為替相場により円貨に換算していましたが、在外子会社等の重要性が増してきていること、また近年の著しい為替相場の変動を勘案した結果、在外子会社等の業績をより適切に連結計算書類に反映させるため、当連結会計年度の期首から期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しています。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されています。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は54,550百万円減少し、為替換算調整勘定は54,550百万円増加しています。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度において、別掲していた「関係会社清算益」(前連結会計年度428百万円)は、重要性がなくなったため、当連結会計年度より「その他特別利益」に含めて表示しています。
- (2) 前連結会計年度において、別掲していた「減損損失」(前連結会計年度258百万円)は、重要性がなくなったため、当連結会計年度より「その他特別損失」に含めて表示しています。
- (3) 前連結会計年度において、「その他特別損失」に含めていた「固定資産除却損」(前連結会計年度34百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。
- (4) 前連結会計年度において、「その他特別損失」に含めていた「関係会社株式評価損」(前連結会計年度249百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。

会計上の見積りに関する注記

収益認識における総航海日数の見積り

当社グループでは、運賃額や見積り期間における重要性から、特に重要である連結親会社(川崎汽船株式会社)の外航不定期船(製品物流を除く)の収益に係る進捗度を、重要な会計上の見積りとして判断しています。

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した、当連結会計年度末までに完了していない航海に係る海運業収益及びその他の営業収益の金額
海運業収益及びその他の営業収益 29,058百万円
- (2) その他の情報
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
当連結会計年度末までに完了していない航海に係る海運業収益は、総運賃額及び航海の進捗度に基づき算定します。航海の進捗度は、見積った総航海日数に対する当連結会計年度末までの経過日数に基づいて算定し、進捗度に応じて収益を認識しています。
 - ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
航海の進捗度を算定するにあたっての主要な仮定は、総航海日数の見積りです。総航海日数は天候や積揚地の混雑状況等に応じて変動し、当該変動により航海の進捗度に影響を及ぼす可能性があります。
 - ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
主要な仮定である総航海日数の見積りが実績と異なることにより、航海の進捗度が変わり、翌連結会計年度の収益の額が過大又は過少となる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、営業未収金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、当連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載しています。
2. その他流動負債のうち、契約負債の金額は、当連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載しています。

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

船舶	257,397百万円
投資有価証券	72,739百万円
その他	4,682百万円
合計	334,820百万円

上記投資有価証券72,739百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在の対応債務は存在しません。

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	35,263百万円
長期借入金	150,118百万円
合計	185,381百万円

4. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	454,694百万円
----------------	------------

5. 偶発債務

保証債務	25,359百万円
追加出資義務等	4,411百万円

6. 土地再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

一部の国内持分法適用会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。その結果、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法、第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法、若しくは第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価

と再評価後の帳簿価額との差額（持分相当額）

△2,610百万円

連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、当連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末の株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	714,728	—	75,556	639,172
合計	714,728	—	75,556	639,172
自己株式				
普通株式	7,773	75,557	75,818	7,511
合計	7,773	75,557	75,818	7,511

(注) 1. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合の株式分割を実施しています。

2. 株式給付信託（BBT）に関する株式会社日本カストディ銀行が所有する自己の株式数につき、当連結会計年度期首6,503千株及び当連結会計年度末6,243千株は、自己株式数に含まれています。

3. 普通株式の発行済株式数の減少75,556千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少です。

4. 普通株式の自己株式数の増加75,557千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加75,556千株等です。

5. 普通株式の自己株式数の減少75,818千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少75,556千株等です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	35,680	利益剰余金	150	2024年 3月31日	2024年 6月24日
2024年11月5日 取締役会	普通株式	33,702	利益剰余金	50	2024年 9月30日	2024年 12月3日

(注) 1. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合の株式分割を実施しています。

2. 2024年6月21日定時株主総会決議による「1株当たり配当額」につきましては、基準日が2024年3月31日であるため、2024年4月1日付の株式分割前の金額を記載しています。

3. 2024年11月5日取締役会決議による「1株当たり配当額」につきましては、基準日が2024年9月30日

5. 2024年11月5日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式に対する配当金312百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	31,902	利益剰余金	50	2025年 3月31日	2025年 6月23日

(注) 2025年6月20日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式に対する配当金312百万円が含まれています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引を行わない方針です。

将来の運賃・賃船料等の債権は、市況の変動リスクにさらされていますが、運賃先物取引（FFA）を利用してヘッジしています。船舶等の有形固定資産取得のための設備投資資金のうち、外貨建てのものについては、為替変動リスクにさらされていますが、先物為替予約を利用してヘッジしています。また、将来の船舶用燃料油代金等の債務については、価格の変動リスクにさらされていますが、燃料油スワップ取引を利用してヘッジしています。借入金については、主に設備投資のための資金調達であり、このうち一部は支払金利の変動リスクにさらされていますが、金利スワップ取引等を利用してヘッジしています。また将来の外貨建ての債務の為替変動リスクに対して、通貨スワップ取引を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引については、取引権限及び限度額等を定めた決裁基準規程及びデリバティブ業務取扱細則に基づき、決裁権限者の承認を得て行っており、取引実績は定期的に執行役員会に報告しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,200,690百万円）は、「(1)投資有価証券」に含めていません。また、「現金及び預金」、「受取手形、営業未収金及び契約資産」及び「支払手形及び営業未払金」については現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 投資有価証券			
① 其他有価証券	24,454	24,463	8
② 関係会社株式	4,955	1,168	△3,786
(2) 短期借入金	(51,412)	(51,397)	15
(3) 社債	(14,000)	(13,622)	377
(4) 長期借入金	(229,840)	(229,767)	72
(5) デリバティブ取引	(1,371)	(1,371)	—

(※) 負債に計上されている項目及び純額で債務となった項目（「(5)デリバティブ取引」）については、（ ）で表示しています。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円) (※)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	24,421			24,421
デリバティブ取引				
為替予約取引		85		85
運賃先物取引		(83)		(83)
通貨スワップ取引		(1,635)		(1,635)
金利スワップ取引		261		261
燃料油スワップ取引		0		0

(※) 純額で債務となった項目（「運賃先物取引」及び「通貨スワップ取引」）については、（ ）で表示しています。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円) (※)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券		41		41
関係会社株式	1,168			1,168
短期借入金		(51,397)		(51,397)
社債		(13,622)		(13,622)
長期借入金		(229,767)		(229,767)

(※) 負債に計上されている項目については、（ ）で表示しています。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及びゴルフ会員権の時価は、取引所の価格によっています。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。ゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。ただし、「短期借入金」の金額に含まれている長期借入金のうち1年以内返済予定額については、下記「長期借入金」に記載の方法により時価を算定しています。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

為替予約取引、運賃先物取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引及び燃料油スワップ取引の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいており、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	ドライバルク	エネルギー資源	製品物流	その他(注)	合計
売上高					
顧客との契約から生じる収益	316,632	98,036	610,123	10,688	1,035,481
その他の収益	5,724	3,880	2,734	124	12,463
外部顧客への売上高	322,357	101,917	612,857	10,812	1,047,944

(注) 「その他」の区分には、船舶管理業、旅行代理店業及び不動産賃貸・管理業等が含まれています。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループの事業における、主な履行義務の内容は以下のとおりです。

(1) 運賃

航海傭船契約では、顧客との合意内容に対する理解に基づき、1つの航海単位が1つの履行義務であり、個別の契約であると判断しています。取引価格については、航海ごとの請求額で算定しており、顧客と合意した金額に基づいて履行義務への配分を行います。滞船料及び早出料等の変動対価が含まれています。なお、顧客との契約における対価に変動対価が含まれる場合には、当該変動対価に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めています。

航海はその性質上、企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられるため、航海の経過日数に伴い充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、見積った総航海日数に対する期末日までに経過した航海日数に基づいて行っています。取引の対価は、主として貨物の積切時に請求し、航海の完了までに大半を受領しますが、変動対価である滞船料及

(2) 貸船料

定期傭船契約では、提供したサービスの時間に基づき固定額を請求する契約等、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しています。収益認識会計基準適用指針第19項に基づいて、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	640	692
営業未収金	119,709	102,395
	120,350	103,088
契約資産	9,282	10,829
契約負債	28,297	26,836

当連結会計年度期首の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しています。

履行義務の充足時期と通常の支払い時期については、当連結注記表（収益認識に関する注記）の「2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりです。

契約資産の残高の変動は、主に収益の認識と債権への振替によるものです。また、契約負債の残高の変動は、主に顧客からの対価の前受けと履行義務の充足によるものです。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益に重要性はありません。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度の顧客との契約から生じた債権以外の債権は、その金額に重要性がないため、区分していません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結注記表（収益認識に関する注記）の「2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおり、当社グループにおいては、1つの航海単位が1つの履行義務であり、個別の契約であると判断しています。1つの航海は通常1年以内であるため、収益認識会計基準第80-22項（1）の定めを適用し、注記を省略しています。

また、長期の定期傭船契約についても当連結注記表（収益認識に関する注記）の「2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおり、履行義務の充足から生じる収益を収益認識会計基準適用指針第19項に従って認識しているため、収益認識会計基準第80-22項（2）の定めを適用し、注記を省略しています。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,609円68銭
1 株当たり当期純利益	460円11銭

1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

連結貸借対照表上の純資産額	1,677,449百万円
普通株式に係る純資産額	1,648,434百万円
普通株式の期末発行済株式数	639,172千株
普通株式の期末自己株式数	7,511千株

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する 当期純利益	305,384百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	305,384百万円
普通株式の期中平均株式数	663,714千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計		
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 合計	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	75,457	9,607	0	9,607	9,257	78	428,812	438,148	△7,612	515,601
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△69,383	△69,383		△69,383
圧縮記帳積立金の取崩						△11	11	-		-
当 期 純 利 益							211,767	211,767		211,767
自己株式の取得									△166,130	△166,130
自己株式の処分			0	0					238	238
自己株式の消却			△0	△0			△165,455	△165,455	165,455	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	△0	-	△11	△23,059	△23,071	△435	△23,507
当 期 末 残 高	75,457	9,607	-	9,607	9,257	66	405,752	415,077	△8,048	492,093

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	11,073	△5,226	2,057	7,904	523,505
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△69,383
圧縮記帳積立金の取崩					-
当 期 純 利 益					211,767
自己株式の取得					△166,130
自己株式の処分					238
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	24	336	△33	327	327
当 期 変 動 額 合 計	24	336	△33	327	△23,179
当 期 末 残 高	11,098	△4,889	2,023	8,231	500,325

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法に基づく原価法

②満期保有目的の債券 : 償却原価法

③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの : 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 : 移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産 : 移動平均法に基づく原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

①船舶 : 定額法

②その他の有形固定資産 : 定率法

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

: 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 : 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。
- (2) 賞与引当金 : 従業員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- (3) 役員賞与引当金 : 役員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- (4) 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しています。
- (5) 特別修繕引当金 : 船舶の定期検査工事等の支出に備えるため、当事業年度において負担すべき支出見積額を計上しています。
- (6) 独占禁止法関連損失引当金 : 独占禁止法に関連して提起された損害賠償請求訴訟に係る損失に備えるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
- (7) 株式給付引当金 : 役員株式給付規程に基づく取締役、執行役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。
- (8) 傭船契約損失引当金 : 貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に備えるため、当事業年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて損失見込額を計上しています。
- (9) 訴訟損失引当金 : 訴訟等に係る損失に備えるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、航海の経過日数に基づいて海運業収益を認識し、対応する海運業費用を計上しています。

5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

6. 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用処理しています。
7. 船舶建造借入金の支払利息の計上方法
船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。
8. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。
9. グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しています。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

- (1) 前事業年度において、「その他営業外費用」に含めて表示していた「資金調達費用」（前事業年度845百万円）は、重要性が増したため、当事業年度より別掲しています。
- (2) 前事業年度において、別掲していた「減損損失」（前事業年度1百万円）は、重要性がなくなったため、当事業年度においては「その他特別損失」に含めています。
- (3) 前事業年度において、「その他特別損失」に含めていた「関係会社株式評価損」（前事業年度124百万円）は、重要性が増したため、当事業年度より別掲しています。

会計上の見積りに関する注記

収益認識における総航海日数の見積り

当社では、運賃額や見積り期間における重要性から、外航不定期船（製品物流を除く）の収益に係る進捗度を、重要な会計上の見積りとして判断しています。

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した、当事業年度末までに完了していない航海に係る海運業収益の金額
海運業収益 29,058百万円
- (2) その他の情報
連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

船舶	69,226百万円
投資有価証券	7,856百万円
関係会社株式	61,418百万円
合計	138,501百万円

上記船舶69,226百万円のうち1,579百万円、投資有価証券7,856百万円及び関係会社株式61,418百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当事業年度末現在当社の対応債務は存在しません。

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	7,688百万円
長期借入金	46,145百万円
合計	53,833百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	84,450百万円
----------------	-----------

3. 偶発債務

保証債務等	115,800百万円
-------	------------

(保証債務等には保証予約が含まれています。また、他社による再保証額1,677百万円を控除して記載しています。)

追加出資義務等	11,969百万円
---------	-----------

上記保証債務等115,800百万円のうち、当社が船舶保有子会社から定期傭船している船舶に係る設備資金の借入等に対するものは、83,029百万円です。

4. 土地再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価

と再評価後の帳簿価額との差額

△653百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	30,294百万円
長期金銭債権	26,173百万円
短期金銭債務	108,955百万円
長期金銭債務	284百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	営業収益	100,418百万円
	営業費用	233,228百万円
営業取引以外の取引高		130,656百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	7,355,759株
------	------------

(注) 株式給付信託（BBT）に関する株式会社日本カストディ銀行が所有する自己の株式数につき、当事業年度末6,243,300株は自己株式数に含まれています。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	603百万円
賞与引当金	701百万円
投資有価証券等評価損	1,489百万円
退職給付引当金	187百万円
株式給付引当金	777百万円
減損損失	771百万円
海運業未払金自己否認額	4,458百万円
税務上の繰延資産	1,037百万円
傭船契約損失引当金	920百万円
繰延ヘッジ損失	2,107百万円
税務上の繰越欠損金	43,265百万円
その他	1,524百万円
繰延税金資産 小計	57,846百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△36,741百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,819百万円
評価性引当額 小計	△46,561百万円
繰延税金資産 合計	11,284百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△27百万円
繰延ヘッジ利益	△938百万円
その他有価証券評価差額金	△4,666百万円
その他	△383百万円
繰延税金負債 合計	△6,016百万円
差引：純額（繰延税金資産）	5,268百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を28.5%から29.6%に変更して計算しています。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は214百万円減少し、法人税等調整額が6百万円増加し、その他有価証券評価差額金が173百万円、繰延ヘッジ損益が34百万円、それぞれ減少しています。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(注) なお、当社は2024年5月7日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーより取引前日の2024年5月8日の終値で33,436百万円の自己株式を取得しています。

また、2024年11月5日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーより取引前日の2024年11月6日の終値で29,341百万円の自己株式を取得しています。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取 引 金 額	科 目	期 残 未 高
子会社	"K" LINE PTE LTD	所有 直接 100%	資金の借入	資金の借入 (注1)	5,035百万円	短期借入金	21,029百万円
				利息の支払 (注1)	1,091百万円	未払費用	239百万円
子会社	川崎近海汽船株式会社	所有 直接 100%	資金の借入	資金の借入 (注1)	4,554百万円	短期借入金	10,921百万円
				利息の支払 (注1)	44百万円	未払費用	-
子会社	OPAL STREAM SHIPPING S.A.	所有 直接 100%	資金の借入	資金の借入 (注1)	8,800百万円	短期借入金	9,129百万円
				利息の支払 (注1)	125百万円	未払費用	-
関連会社	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. (注2)	-	備船契約等	配当金の受取	114,004百万円	-	-

(注1) 資金の借入については、当社が当社グループ各社と契約締結しているGCMS（グローバル・キャッシュ・マネージメント・システム）に係るものであり、取引金額は期中の純増減額を記載しています。

また、市場金利を勘案して金利を決定しています。

(注2) OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.は、当社の持分法適用関連会社であるオーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社が、その議決権の100%を直接所有している同社の子会社です。

3. 役員及び個人株主等

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	791円88銭
1 株当たり当期純利益	318円99銭

1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

貸借対照表上の純資産額	500,325百万円
普通株式に係る純資産額	500,325百万円
普通株式の期末発行済株式数	639,172千株
普通株式の期末自己株式数	7,355千株

損益計算書上の当期純利益	211,767百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	211,767百万円
普通株式の期中平均株式数	663,871千株

重要な後発事象に関する注記

(関連会社からの剰余金の配当)

1. 当該事象の発生年月日

2025年4月25日

2. 当該事象の内容

当社は、関連会社であるOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.から約619百万米ドル(邦貨約926億円)の配当金を受領します。

なお、当該配当金の受領日は2025年6月16日を予定しています。

3. 当該事象の損益に与える影響額

当該事象に伴い、2026年3月期において受取配当金約926億円を営業外収益に計上します。

別紙3 KLSM-Hの成立の日における貸借対照表の内容

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金			0円
	20,000,000円	固定負債	
流動資産合計			0円
	20,000,000円		
固定資産	0円	負債の部合計	0円
繰延資産	0円		
		純資産の部	
		株主資本	
		資本金	10,000,000円
		資本剰余金	0円
		資本準備金	10,000,000円
		利益剰余金	0円
		株主資本の部合計	20,000,000円
		評価・換算差額等	0円
		新株予約権	0円
		純資産の部合計	20,000,000円
資産の部合計	20,000,000円	負債及び純資産の部合計	20,000,000円